

第3次兵庫県環境基本計画（概要版）

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画策定の趣旨

- ・産業公害問題、都市・生活型公害から地球環境問題へと環境問題が変遷
- ・環境の恵沢を将来世代へと継承していくことが必要

第2章 計画策定の目的

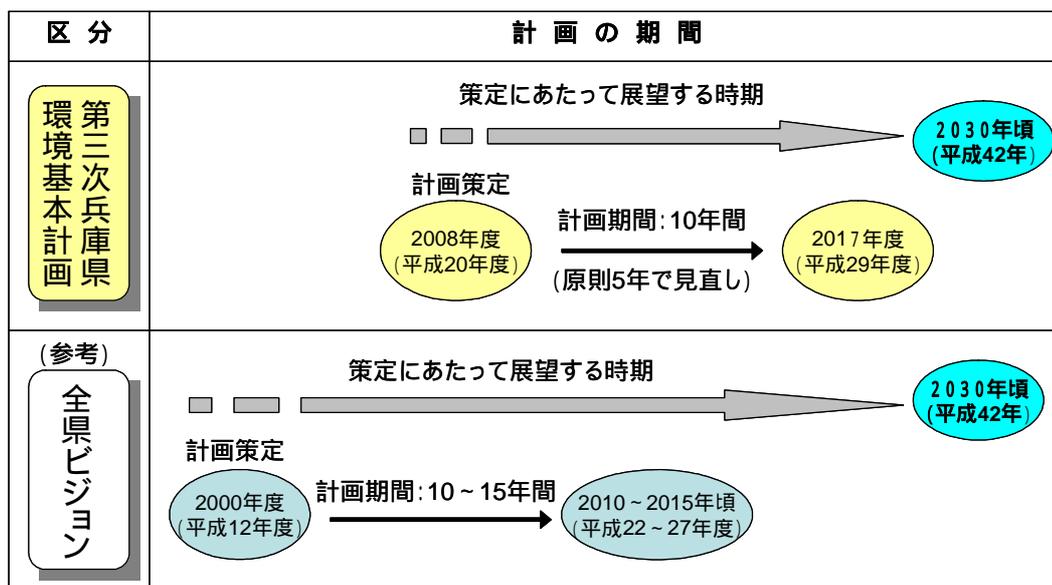
- ・環境の保全と創造に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進
- ・県民、事業者、行政などの各主体が目標を共有し、「参画と協働」により自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むように方向づけ

第3章 計画の性格

- ・環境の保全と創造に関する条例第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画

第4章 計画の期間

- ・平成42年（2030年）頃を展望しつつ、概ね10年間（平成29年度（2017年度）まで）とする。
- ・原則として5年毎に見直しを行う。



第2部 環境の現状と課題

第1章 環境をめぐる情勢の変化

第1節 産業公害の発生

- ・昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長に伴い、大気や水質の汚染等による深刻な公害問題が発生

第2節 都市・生活型公害の顕在化

- ・自動車公害、生活排水による都市河川の水質汚濁、廃棄物の増大等の都市・生活型公害が問題化

第3節 深刻化する地球環境問題の諸側面

- ・これまでの施策の結果、地域における大気汚染・水質汚濁ともに長期的には大幅に改善され、近年は低濃度で推移するなど、一定の成果を達成
- ・一方、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機、生物多様性の危機といった地球規模での環境問題が深刻化

第4節 環境上の「負の遺産」の残存

- ・難分解性の有害化学物質による土壌・地下水の汚染や、不法投棄された廃棄物の処理、アスベスト・PCB等の難分解性有害化学物質の処理等の環境上の「負の遺産」が依然として残されている。

第2章 県の環境行政をめぐる現状と課題

第1節 地球温暖化

- ・平成22年度(2010年度)までに、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の削減目標の6%削減を達成する必要がある。
- ・平成23年度(2011年度)以降の次期推進計画策定に向けた検討が必要である。

第2節 循環型社会

- ・生活系ごみの減量化のため、ごみの有料化が進んでいない市町に対し、有料化等を促進していく必要がある。
- ・地域の特色を活かした先導的なりサイクル施設の整備促進、新たなり

- サイクル事業の創出や環境ビジネスの育成支援に取り組む必要がある。
- ・不法投棄について、引き続き不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。

第3節 生物多様性

- ・生物多様性確保の観点から、自然環境保全・再生に向け、総合的かつ一体的に施策を推進していく必要がある。
- ・特定外来生物が及ぼす農林漁業被害、人の生命・身体への被害、生態系への影響等の様々な被害に対し、引き続き対応していく必要がある。
- ・県内各地に残る里地里山やため池等の有する多面的機能を維持するため、従来の利活用方法に加え新たな価値を見出し、様々な主体の参画と協働により保全に努めていく必要がある。
- ・瀬戸内海の再生に向けた取組を推進する必要がある。

第4節 地域環境負荷

- ・環境基準が未達成の地域の解消、貧酸素水塊の発生等の環境上の障害の解消に向け、引き続き環境保全対策を実施していく必要がある。
- ・今後も既存のアスベスト含有建築物・工作物の解体、改修工事が見込まれることから、引き続き、飛散防止対策が適正に実施されるよう監視、指導する必要がある。
- ・有害化学物質について、国や専門機関等と連携し、引き続き速やかな状況の把握や適切な管理・処理等を推進していく必要がある。

第5節 環境の担い手づくりと地域づくり

- ・環境学習・教育の推進による人材育成については、長期的な取組が必要であり、総合的かつ体系的な取組を継続していく必要がある。
- ・県内各地で展開されている各主体の参画と協働による環境保全・創造活動をより一層促進するため、様々な支援を講じていく必要がある。
- ・震災の経験を活かし、地域において、防災・減災の視点を取り入れた環境保全対策を講じていく必要がある。

第3部 環境施策の基本理念

1 基本目標

次世代に継承する“環境適合型社会”の実現

～日本の縮図・兵庫から全国に発信できる先導モデルの構築～

2 施策目標

(1) 地球温暖化の防止

国が掲げる2050年温室効果ガス排出量60～80%削減を踏まえた低炭素社会の実現

(2) 循環型社会の構築

廃棄物減量化への不断の取組によるゼロエミッション社会の構築

(3) 生物多様性の保全

本県の風土に根ざした豊かな生態系の保全と回復

(4) 地域環境負荷の低減

地域での環境負荷の低減と新たな環境汚染の防止

3 施策を進めるための基本的な視点と施策の考え方

[基本的な視点1]

県民・事業者・行政などの各主体の“参画と協働”による環境保全・創造に向けた更なる意識・行動の変革

[基本的な視点2]

“環境学習・教育”による“環境”を感じ“命の大切さ”を理解する人づくり

[基本的な視点3]

“自然再生・創造”による人と自然が共生できる地域づくり

[基本的な視点4]

環境保全が経済活動に好影響を与え、経済活動が環境保全・創造をもたらす“環境と経済の好循環”の構築

[基本的な視点5]

“予防原則”に基づく環境施策の機動的な展開による安全・安心な社会づくり

第4部 環境施策の展開方向

第1章 地球温暖化の防止

- 1 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現
 - ・大企業が中小企業等に資金・技術を提供することにより、中小企業等で削減できた排出量の一部を大企業の削減量としてカウントできる仕組み（CO₂共同削減移転制度）の制度化
 - ・CO₂削減行動を行った者に経済的インセンティブを付与するエコポイント制度の導入検討
 - ・削減努力をしても避けられないCO₂排出量を見積もり、それに相当する他の削減活動への投資などにより相殺するカーボンオフセットの導入検討
 - ・商品やサービスが製造から廃棄までの過程を通じて排出するCO₂量が分かる情報（見える化情報）を提供するためのルール化とインフラ整備
- 2 太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入
 - ・グリーンエネルギー10倍増作戦の達成
 - ・廃食用油等からバイオディーゼル燃料を製造するなど、バイオ燃料の導入促進
- 3 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進
 - ・公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、エコドライブの推進等の環境負荷低減に向けた交通システムの転換
 - ・自然エネルギーや燃料電池、ヒートポンプ等の高効率利用システム、高断熱・高气密のための技術、構造躯体の耐久性向上等、長期使用のための技術等の住宅への積極的な導入
- 4 地球温暖化防止につながるライフスタイルの確立
 - ・省資源・省エネルギーなどの普及啓発による地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりの推進
 - ・「地球温暖化防止県民行動指針」に基づく行動の促進

第2章 循環型社会の構築

- 1 廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保
 - ・生活系ごみの減量化のため、ごみの有料化が進んでいない市町のごみ有料化の促進

- ・「レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」に基づく全県的なレジ袋削減の推進
- ・レアメタルが含有され有効利用が求められている携帯電話等の使用済み電気・電子製品のリサイクルの促進
- 2 廃棄物の適正処理の推進
 - ・住民との合同監視パトロールの実施、郵便局・J A・宅配業者や自治体等の協力による不法投棄通報体制の充実

第3章 生物多様性の保全

- 1 生物多様性保全のための基本方針の策定
 - ・生物多様性の保全と豊かな自然の恵みを持続的に利用していくための基本となる「生物多様性ひょうご戦略（仮称）」の策定
- 2 野生動植物の保全と共生
 - ・貴重な野生生物や植物群落等の保全のための兵庫県版レッドデータブックの常時点検・見直し
 - ・野生動物との共生を図るため、人とのあつれきを引き起こす野生動物の生息状況や行動特性等の調査研究による科学的・計画的な保護管理の推進
- 3 県民総参加による森づくりの推進
 - ・自然体験や環境学習・教育の場などの文化・教育機能を重視した里山林の再生
 - ・森林ボランティアの育成や森林環境教育・イベント等の実施を通じた県民総参加による森づくりの推進
 - ・森林の防災面での機能強化による災害に強い森づくりの推進
- 4 里地・里山・里海等の自然再生の推進
 - ・個々の地域にふさわしい里地・里山の管理や利用・再生のあり方について、様々な主体の参画と協働により検討
 - ・瀬戸内海を「適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性と生物生産性が維持された豊かで美しい海域」である「里海」として再生する取組の推進
 - ・里山林整備事業や多自然の川づくりなどの継続的な実施、公共工事への環境配慮型技術や工法の積極的な採用
- 5 外来生物対策の推進

- ・新たな外来種の早期発見を図るための関係者間のネットワーク形成、地域における外来種情報の収集・監視システムの構築
- 6 自然とのふれあいの推進
- ・自然にふれあう機会をより多く確保するため、自然観察会等の生物多様性を考える機会や場の拡大

第4章 地域環境負荷の低減

1 地域的な環境問題の解決

- ・環境の保全と創造に関する条例に基づく自動車運行規制等の交通公害対策
- ・アスベスト飛散防止対策が適正に実施されるための監視・指導
- ・新たな地下水・土壌汚染が明らかになった場合の汚染の除去等の適切な対応

2 環境影響を未然に防止する取組

- ・環境技術開発の拠点づくりによる産学官の共同研究・開発等の促進
- ・計画段階環境アセスメントについて、国の動向を踏まえたケーススタディーの実施等制度化への検討

3 有害化学物質対策

- ・法規制の対象となっていないが健康影響のおそれがある物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態把握と工場等における自主的な取組の促進

第5章 環境保全・創造のための地域システム確立

1 環境の担い手づくり

- ・ライフステージに応じた環境学習・教育の積極的な展開により、環境を大切に思う「価値観」「こころ」を育み、環境保全・創造に向け積極的に行動する担い手“ひょうごエコ・プレーヤー”の創出
- ・農家や自然観察・生物観察指導者、里山体験指導者等のサポーターの支援による校外環境体験学習の推進
- ・学校・地域と団体・施設等をつなぐコーディネーター、ファシリテーター等の人材育成の推進

2 地域資源の活用とネットワーク化

- ・森・川・海のつながりやコウノトリ野生復帰等自然再生に関する学習

- など、学びの資源としての兵庫発の環境学習・教育モデルの確立・発信
 - ・住民参加による環境美化活動・リサイクル等の県民運動と体験型環境学習・教育との連携による学習と実践の一体的な展開
 - ・本県に立地している様々な専門機関の研究成果の環境施策への反映、県内の団体・企業・県民への普及啓発
- 3 環境と経済の好循環に向けた取組
 - ・環境保全への貢献が可能な先進的技術や、環境配慮のための手段の開発に取り組み企業に関する情報の積極的な収集・評価
 - 4 防災・減災の視点も含めた環境対策の推進
 - ・環境と防災を統合・両立した環境防災教育プログラムの推進
 - ・環境の保全・創造と防災・減災に配慮した安全・安心の地域づくり
 - 5 環境情報の充実・発信
 - ・コウノトリ野生復帰をはじめとする環境保全・自然再生の取組、世界の閉鎖性海域の環境創造に対するリーダーシップ等を内外に発信

第5部 計画の効果的実施

- 1 計画の進捗状況の点検・評価方法
 - ・進捗状況の点検・評価を行うため、環境の状況及び施策の実施状況を年度ごとに把握し、その結果をとりまとめ県環境審議会に報告
- 2 計画の推進方法
 - ・環境基本計画で示す環境施策の展開方向に沿って、分野ごとに数値目標等の明確な目標を掲げた個別計画を策定し、着実に推進
 - ・環境担当部局が環境基本計画の進行管理を行うとともに、環境の状況と課題の整理、施策・事業の実施状況を把握し、計画の進捗について点検・評価

第3次兵庫県環境基本計画の構成

